

福島第一原子力発電所事故を早急に収束させ、住民の安全を確保し原状回復をするとともに、原子力政策を転換し、被災地域を自然エネルギー推進の先進的地域とすることを求める意見書

2011年（平成23年）6月27日

福島県弁護士会

I 意見の趣旨

- 1 国及び関係地方公共団体は、避難指示等が出された地域及び平常値を上回る環境放射線の数値が計測された地域を対象として、広く、大気中、土壌、海水等の環境放射線量及び核種量等につき緻密なモニタリングを実施するとともに、このモニタリング結果に基づき、可能な限り詳細な汚染分布図を作成し、地域ごとに累積被曝量の推定値を公表すること
- 2 国及び関係地方公共団体は、前項の汚染分布図及び推定値に応じ、
 - ① 居住地域毎に、被曝回避措置について適切な生活上の行動指針を作成し、住民に示すこと
 - ② 道路・公園・水路等の公共施設の土壌入れ替えを含む放射線防護措置及び除染を行い、住民や関係地方公共団体が除染を行った場合にはその費用を助成するなど、適切な措置を講じること
 - ③ 特に放射線に対する感受性の強い子どもの被曝管理のため、学校等へ線量計を配布し、累積被曝線量の管理と報告を義務付け、定期的に校舎等の除染、土壌の入替え等を行い、状況に応じて仮設校舎等の建設を行うなど、子どもの被曝回避のためとりうるあらゆる措置を講じること
 - ④ 内部被曝の防止を徹底するため、食品及び飲料水等に対する徹底的かつ長期的な放射線量測定を実施すること。
 - ⑤ 廃棄物処理に関する分別基準を見直し、放射性物質に汚染された廃棄物とそれ以外の廃棄物との分別基準及びその方法、収集及び運搬の方法、放射性物質に汚染された廃棄物の処理方法等に関する指針を速やかに策定したうえで、放射性物質の再拡散を防止するため、適切な処分場の調達など実現可能な措置をとること。
- 3 国及び関係地方公共団体は、第1項の汚染分布図及び推定値に応じ、住民の健康管理のため、
 - ① 住民の被曝管理に関し、最先端の内部被曝検査機器等を備えた拠点医療機関を指定し、地域の医療機関とのネットワークを構築すること。
 - ② ①の医療機関ネットワークを基礎に該当地域内の住民（特に子ども）に対して、長期間にわたって定期的な被曝線量測定・モニタリング及び定期的健康診断を実施し、その結果に関する情報の共有化を図ること。

- 4 国、関係地方公共団体および東京電力は、警戒区域及び計画的避難区域について、
 - ① 土壌の改良、植物利用による除染等、あらゆる環境回復策をとり、避難している住民の一日も早い帰郷を実現すること。
 - ② 長期的な居住制限をしなければならない地域が仮に残される場合、当該地域の住民に対する説明義務を尽くすとともに、その責任において当該地域のコミュニティ維持を前提とした代替居住地の確保を行うこと。
- 5 国及び東京電力は、今回の事故に関連する地域住民の被害及び農畜産業・水産業、商工業、観光業その他あらゆる業種における被害（風評被害を含む）について、実情に応じた十分な賠償を行うこと。

また、東京電力は、上記補償額が確定するまでの期間、住民の生活維持と事業者の事業維持のため、賠償仮払いを継続的かつ定期的に実施すること。
- 6 国及び東京電力をはじめとする原子力事業者は、
 - ① 福島第一原発及び第二原発のすべての原子炉を廃炉にすること。
 - ② 原子力発電所については、新增設を停止し、既設のものは段階的に廃止すること。
 - ③ 青森県六ヶ所村の日本原燃再処理工場については、直ちに使用済み核燃料再処理運転を停止するとともに、段階的な廃止に向けた措置をとること。
- 7 国は、事故原因の徹底した調査、分析及び公表を目的として、国からも原子力事業者からも独立した、調査権限のある事故調査委員会を設置すること。
- 8 国は、被災地の復興のため、住民参加のもと、税制・財政・産業政策等あらゆる面において優遇措置をとるとともに、福島県を「自然エネルギー特区地域」に指定し、自然エネルギー利用の先進的なモデル地域とすること。
- 9 国は、上記施策を総合的に推進するため、放射線被曝の健康及び環境への影響、効果的な放射線防護と除染策並びに地域の復興策等の研究のための学際的・総合的な研究拠点を福島県内に設置すること

II 意見の理由

第1 福島第一原発事故の概要

2011年（平成23年）3月11日午後2時46分に発生したマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震により、東京電力福島第一原子力発電所・同第二原子力発電所（以下、「福島第一原発」「福島第二原発」という）は、震度6強の大地震及び大津波に襲われた。

これらにより、福島第一原発の1号機から4号機は、全交流電源喪失に至り、原子炉冷却機能を完全に喪失した。この冷却不能の結果、ついには、1・3・4号機における原子炉建屋の爆発に至り、2号機でも、圧力抑制室の損傷が疑われている。福島第二原発についても、外部電源の喪失と冷却用海水ポンプ等の損傷によって、原子炉除熱機能喪失、圧力抑制機能喪失により原子力緊急事態宣言がなされる事態となった。さらに、

東北電力女川原子力発電所においても、耐震設計審査指針において想定された基準地震動を上回る地震動が多く、箇所で観測されたほか、想定された津波の波高 9.1m を上回る約 14 メートルの高さの津波に襲われ、建屋周辺の地盤が約 1m 沈下、2 号機の原子炉建屋地下が津波で浸水し非常用発電機 3 台のうち 2 台が起動しないなど、数々のトラブルに見舞われた。

そして、福島第一原発では、格納容器内の圧力を下げるために行われた圧力弁の開放による大気への排気（ベント）、1・3・4 号機における原子炉建屋の水素爆発等により、大量の放射性物質が大気中に放出された。2011 年（平成 23 年）3 月 11 日から同年 4 月 5 日までの放出総量の推定的試算値は、原子力安全・保安院が、同年 6 月 6 日に発表した試算で 77 万テラベクレルという膨大な量にのぼる。この事故について、原子力安全・保安院は、国際原子力評価尺度（INES）に照らし、史上最悪の原発事故であるチェルノブイリ原発事故と並ぶ「レベル 7」（いわゆる、深刻な事故）に相当すると発表した。

原子力安全委員会の推計結果によれば、放射性物質の放出は、4 月 5 日の時点でも、1 日あたり 154 テラベクレル（毎時 6.4 テラベクレル）に達していた。大気中や周辺土壌などに多量の放射性物質が放出され、現在でも汚染は継続している。海洋への放射性物質の漏出と汚染も深刻である。例えば、4 月 4 日、茨城県北茨城市の平潟漁協が検査用に採取したコウナゴから、1 キロ当たり 4080 ベクレルの放射性ヨウ素が検出されたと報道されている。

この事故について、東京電力は、記者会見などで、今回の地震及び津波について「想定外」などとする説明を繰り返し、あたかも原発事故が地震及び津波という「天災」による不可抗力であるかのように説明している。

しかし、2006 年（平成 18 年）3 月 1 日の衆議院予算委員会（第 7 分科会）では、共産党の吉井英勝衆議院議員が、福島第一原発に関し、チリ地震津波の例にも触れながら、津波の押し波や引き波により原子炉の冷却系に損傷を生ずるおそれや冷却水の取水が長時間にわたってできなくなること、最悪の場合には炉心溶融の危険があることなどを指摘していた。しかし、政府は安全性が確保されていると答弁したのみで、東京電力や国はこの指摘を放置し対処を怠った。

志賀原子力発電所 2 号機建設差止請求事件について、金沢地方裁判所平成 18 年 3 月 24 日判決は、原子炉の耐震設計を詳細に検討した上で、地震により周辺住民が許容限度を超える放射線被曝の危険性があるとして原子炉の運転差止請求を認めた。この判決は、控訴審で覆されたものの、地震による外部電源の喪失、非常用電源の喪失、配管の破断、シュラウドの破断、冷却材の減少、喪失、ECCS の故障、炉心溶融事故の可能性等について十分な問題提起がなされていた。

2009 年（平成 21 年）6 月 24 日開催の総合資源エネルギー調査会原子力・保安部会耐震・構造設計小委員会の地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループの会議にお

いては、西暦 869 年に発生した貞観地震やこれに伴う貞観津波の調査結果について考慮されていない点を一部委員が指摘していたにもかかわらず、東京電力の委員はこれを研究的課題とするにとどめ、耐震設計上考慮していなかった。

2010 年（平成 22 年）10 月に独立行政法人原子力安全基盤機構が発表した報告書「平成 21 年度 地震時レベル 2 P S A の解析（BWR）」においては、福島第一原発の 2 ～ 5 号機と同じタイプの原子炉について、地震の影響により、電源を喪失し、原子炉の冷却機能が喪失した場合、冷却機能喪失から約 1 時間 40 分後に核燃料の溶融落下が始まり、約 3 時間 40 分後に原子炉圧力容器が破損、約 6 時間 50 分後には格納容器も破損すると予測されていたにもかかわらず、東京電力はもとより、国も、何らの対策も講じてこなかった。

さらに、斑目春樹原子力安全委員長は、浜岡原発運転差止訴訟において、2007 年（平成 19 年）2 月、中部電力側証人として、発電所内の非常用電源喪失を考慮すべきではないかとの尋問に対し、「割り切りだ」「非常用ディーゼル 2 個の破断も考えましょう…」と言っていると、設計ができなくなっちゃうんですよ」などと証言した。本年 3 月 22 日の参議院予算委員会において、社民党の福島瑞穂参議院議員からこの点について質問された斑目委員長は、「割り切り方が正しくなかった」「原子力を推進してきた者の一人として、個人的に謝罪するつもりはある」などと述べ、更に 6 月 9 日の衆院東日本大震災復興特別委員会において、「原発施設は分厚く守らなければならないのに、そうした手段を講じていなかった」とし、「人災である」との認識を示した。

これらからも明らかなように、福島第一原発をはじめとする原子力発電所については、これまでも、今回の事故と同じような過酷事故の危険が現実存在することがたびたび指摘・警告されてきた。にもかかわらず、原子力発電事業者である電力会社は、警告を無視して対策を怠ってきた。また、原発推進を国策としてきた国も、原子力発電の安全基準を策定し、事業者を監督する責任を負うにもかかわらず、警告を無視して対策を怠ってきた。これらのことが、今回の事故を招いたのであり、今回の事故は明らかに東京電力及び国が惹起した「人災」であると言わなければならない。

第 2 福島第一原発事故の周辺地域への影響

上記のように、福島第一原発事故により、極めて大量の放射性物質が外部に放出された結果、周辺環境に広範囲に放射性物質が飛散・流出した。これにより、福島第一原発周辺地域のみならず、福島県内外の広範囲の地域が放射性物質により汚染される結果となった。福島県浜通り地方を中心に避難指示などが出され、福島第一原発周辺の多くの福島県民が、着の身着のままでも住み慣れた土地を離れることを余儀なくされるとともに、仕事を失い明日への展望すら見いだせない不安と絶望に満ちた過酷な避難所生活や仮設住宅での生活を強いられている。また、避難の過程で心ならずも命を落とした高齢者も少なからず存した。その避難先は県内のみならず全国に及んでおり、従来のコミュニティの存続すら崩壊の危機に瀕している。また、自治体ぐるみで避難を余儀なくされ

ている地域も多数存在しており、その自治体では、避難者への支援にも支障を来しているばかりか、自治体の存立そのものが危ぶまれている。

また、現在もなお福島県内外の多くの市町村において、平常値を大きく上回る環境放射線量が計測され、かつ、東北・関東地方の広い範囲で牧草や茶葉の汚染が判明するなど、東日本全域の農畜産物・水産物等にも汚染が広がっている。この放射性物質による汚染は、住民の生活及び農畜産業、水産業、商工業、観光業ほかあらゆる業種に極めて深刻な被害をもたらし、かつこの影響は長期間にわたって継続することが明らかである。

また、風評被害を含め、農畜産業、水産業、商工業、観光業ほかあらゆる業種への影響、そして市民生活全体への影響は極めて深刻である。

とりわけ子どもを持つ保護者の不安は大きいですが、子どもを転校させるなど抜本的な対策を講じることは容易ではなく、子どもの将来に不安を感じながらも通学を続けざるを得ないのが保護者の多くの現状である。

さらには、原発事故以後、福島県から他県の学校に転校した子どもがいじめに遭う、避難者が転入届を提出しようとしたところスクリーニングを受けていることが条件であるとして受理を拒絶されたり避難所への受け入れを拒絶されるなど、いわれなき差別が生じていることが報道されている。

このように、福島第一原発事故は、福島県民をはじめとする周辺住民の生存の基盤すら脅かしている。しかも、事故後、国及び東京電力は、事故状況の把握や情報開示などにおいて適時適切な対処を行わず、これにより日本全土に深刻な不安と混乱が広がった。現在もその状況は基本的に変わっていない。

第3 被災地の真の復興のために求められること

かかる状況の下で、原子力事業者である東京電力のみならず、国が住民の生命・身体の安全と生存基盤を確保することは、最も基本的かつ重要な責務であることは言うまでもない。

国と東京電力は、一刻も早く事故を収束させ、住民の安全を確保し、放射性物質に汚染された地域の環境を回復するために、あらゆる手段を尽くすべきであり、関係地方公共団体とともに以下の施策を至急実行すべきである。

1 大気・土壌等の詳細なモニタリングに基づく徹底した情報開示の実施

(1) 国等による情報開示の問題点、求められる情報開示のあり方

放射性物質の飛散・降下という目に見えない脅威について、国や東京電力による情報開示は、迅速さ・正確さだけでなく、わかりやすさという点でも、極めて不十分であった。

SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）による放射性物質飛散予測は、その名に反して、国民に公表されたのは事故発生後10日以上も経過してからであり、事故発生直後の避難指示にすら十分な用をなさなかった。国民が

無用なパニックに陥ることを防ぐために十分な情報を開示しないというのは、国民に対する政府の説明責任を放棄するに等しい。また、報道によれば、福島県も、SPEEDI の試算図について、3月13日に文部科学省から入手していながらも公表しておらず、「提供されたのは前日のデータで住民の避難に役立つものではなかった。公表することでの混乱を避けたかった」としているとのことであるが、このような福島県の姿勢も国と同様に批判されるべきものである。

国は、客観的な情報収集に努め、詳細なデータを収集し、その情報を隠匿することなく迅速・正確かつわかりやすく国民に公表すべきであったのであり、それがなされなかったことが、現在まで至る混乱と被害拡大の一因になっているのである。

また、政府は、国民に対し、各地で測定された空間線量、食品や水道水から検出された放射性物質の量等について、「直ちに健康に影響を与えるものではない」との説明を繰り返してきたが、なぜ直ちに健康に影響を与えるとは言えないのか、逆にどれ程の放射性物質が放出されれば健康に危害を与えるような状態になるといえるのか等について、科学的な根拠を示してこなかった。そのため、こうした発表のあり方に対して、多くの国民から疑問と不安が呈された。

「直ちに健康には影響がない」というのは、大量被曝による健康への「確定的影響」のリスクは存在しないことを意味するに過ぎず、長期間の被曝により悪性新生物等の晩発的障害の生じる「確率的影響」のリスクについては何ら言及していない（後注）。

このことが、政府や自治体の発表に対する国民の疑念と不信を招いている。国民は、原発事故による放射性物質の放出と頭上・地上への飛散という、未知かつ不可視の脅威に不安を感じている。そのため、これによる自ら（ないし家族、とりわけ子ども）への健康リスクを重大に感じるのはやむを得ないことである。国民に対して、十分な根拠を示すこともなく「直ちに健康には影響がない」と発表したところで、健康リスクへの不安を除去しえないことは明らかであって、こうした発表は、国民に対する情報開示及びリスクコミュニケーションのあり方として、極めて不適切である。低線量被曝による確率的影響も隠すことなく公表した上での冷静なリスクコミュニケーションと、国民の被曝を最小限にとどめるための対策の公表こそが、国民の健康上の不安を除去するために不可欠である。

（注） 「確率的影響」のリスクについては、これ以下なら影響が生じないという「しきい値」はないとされている（国際放射線防護委員会（ICRP）もこの考え方に立脚して各種勧告を行っており、不必要な被曝を避けるために、線量を合理的に達成できる限り低く保つというALARA「As Low As Reasonably Achievable」の原則を提唱している。

(2) 緻密なモニタリングの実施及びこれに基づく詳細な汚染分布図の作成

あるべき情報開示の第一歩は、空間線量率（環境放射能）の測定にとどまらない、

広範囲かつ詳細なモニタリングと詳細な汚染分布図の作成である。現在、福島県においては、各市町村での環境放射線量測定を行っている。しかし、これは、原発事故により放出された放射性物質から空間に放射される放射線量を測定しているにすぎず、これでは外部被曝の危険性しか測定できない。原発事故により、環境中の広範囲にわたり放射性物質が放出されているという現状の下では、飲食や呼吸皮膚等から放射性物質が体内に侵入する内部被曝の危険性も可能な限りモニタリングされなければならない。また、個人の生活ステージ（胎児や幼児は被曝による健康影響を受けやすいと指摘されている）や生活活動（従事する仕事など）により、被曝の危険性は異なるため、これらの要素を加味した想定累積被曝量の推定も行い、公表されるべきである。そのためには、水道水、食物、大気、土壌等を対象としたきめ細かいモニタリングによる放射線量と核種ごとの量測定が行われる必要がある。その際、核種により、放出する放射線種、物理的・生物学的半減期、蓄積される臓器等が異なり、健康影響は異なるのであるから、核種ごとの測定は不可欠である。

また、現在発表されている環境放射線量測定値は、各市町村ごと1箇所程度ではないが、市町村区域内でも、局所的に放射線量の高い地域（ホットスポット）がまだら状に存在することは、これまで行われた学校の校庭等における放射線量測定などから見ても明らかである。その意味で、現在行われているよりも更に細分化したメッシュ調査により、環境放射線量だけでなく、大気中のダストサンプリング、土壌の分析による核種ごとの測定などを定期的に行い、これらを総合した汚染分布図が作られるべきである。こうした緻密なモニタリングを実施し、これに基づく詳細な汚染分布図を作成することは、被曝を最小限に抑える防護策を検討するためだけでなく、今後の除染対策とその実行可能性を検討する上でも、不可欠である。

その上で、各地の住民について、その地に居住を続けた場合、どの程度の被曝（外部被曝・内部被曝）があると推定されるか、それによる健康への確率的影響がどの程度存在するかについての推測値（専門家内の意見の違いを考慮し、ある程度の幅を持ったもの）を発表すべきである。こうした情報公開なしには、住民は、将来にわたりその地に住み続けるか、自主的に退避するかを判断することができない。

2 徹底した被曝回避措置・放射線防護措置及び除染の実施

- (1) 前述のとおり、福島第一原発では極めて深刻な事態が継続中であり、福島県民のみならず、広範囲の人々が、常に、放射線に曝されながらの生活を余儀なくされている。

加えて、事故処理にあたっている原発労働者は、放射線量の高い過酷な環境下で電源復旧やがれきの撤去作業に従事してきたにもかかわらず、一時期放射線測定器が全員に行き渡らないなど明白な規則違反の状況での作業を強いられた。また、実際に規制の線量を超えた外部被曝や内部被曝をした作業員や職員が判明するなど、

東京電力の原発労働者等への被曝回避措置や放射線防護措置はきわめて杜撰なものであることが明らかにされている。

また、福島第一原発から 30 km 以上離れた地域でも、福島県内の市町村において、事故発生以来計測された放射線量の累積において、既に一般人の平常時における年間被曝許容限度の基準値（年間 1 ミリシーベルト）を超える地域は枚挙に暇がなく、電離放射線障害防止規則第 3 条第 1 項 1 号による管理区域相当の累積放射線量（3 か月あたり 1.3 ミリシーベルト）が計測されている地域も複数にのぼっている。とりわけ、人口密度の高い福島市や郡山市で比較的高い空間線量率が計測されており、極めて多くの県民が看過することの出来ない放射線の影響下にて生活することを余儀なくされている。

- (2) そして被曝が人体に及ぼす影響については、どのような低線量の被曝であっても、将来の健康被害を生じさせる危険を伴うものであることは前述のとおりであり、とりわけ、日々の被曝が蓄積することにより、特に成人よりも放射線に対する感受性が強い子どもに与える健康被害リスクはより増大するおそれがある。

そのため、今後も長期間にわたり放射性物質の漏出が継続する現状に対しては、日々生じる県民 1 人 1 人の被曝量を極力逡減していくために、国により、住民の被曝回避のための行動指針が策定・明示されること、さらに、適時適切な放射線防護措置が講じられ、かつ、地域の実情に応じた積極的な除染措置がとられることが不可欠となる。

また、かかる放射線防護措置及び除染措置を講じるべき放射線量の基準としては、今後も住民への被曝が長期間に及ぶ可能性が高いことを踏まえ、従前の公衆の被曝許容限度の基準値である年間 1 ミリシーベルト以下に抑えることを目標とするべきである。

このような考え方は、前述した ALARA の原則にも適合的である。

また、事故後長期にわたり被曝が継続する場合に防護措置を講ずるべき目安としては、国際放射線防護委員会（ICRP）の Publication 111（原子力事故又は放射線緊急事態後における長期汚染地域に居住する人々の防護に対する委員会勧告の適用）において、「過去の経験により、長期の事故後状況における最適化プロセスを制約するために用いられる代表的な値は年間 1 ミリシーベルトであることが示されている。」（ICRP Publ. 111 日本語版・JRIA 暫定翻訳版）とされていることや、チェルノブイリ原子力発電所事故後にベラルーシ共和国で制定された「チェルノブイリ原子力発電所で発生した災害によって影響を受けた市民の社会的保護」に関する法律において、生活及び仕事の条件に何の制限も課されないような地域に置いては、当該集団の（外部及び内部）平均総被曝（バックグラウンドを除く）が年間 1 ミリシーベルトを超えてはならないと定められ、かつ、集団の平均被曝が年間 1 ミリシーベルトを超える場合には、防護措置を実施すべきと定められたことが参考

となる。

2011年（平成23年）5月27日、文部科学省は、「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」を示し、「今年度、学校において児童生徒等が受ける線量について、当面、年間1ミリシーベルト以下を目指す」としており、これは一定の評価ができるものの、更に、児童生徒等が学校外において受ける線量、また、児童生徒等に限らず地域住民が受ける線量の低減に向けた取り組みが必要となることは当然である。

(3) これらの点から、前述した緻密なモニタリング結果に基づいて作成される詳細な汚染分布図を適切に活用し、国及び関係地方公共団体により、以下の対処がなされる必要がある。

- ① 汚染地図の状況に応じて、当該地域における累積被曝量の推定値に応じた被曝回避措置について、適切な行動指針を住民に示すこと。さらに、汚染分布図と上記推定値から、年間の累積被曝量が1ミリシーベルトを超え、又は、超えることが予想される地域については、その地域の住民が各人の生活様式や職種など個々の事情に応じた被曝管理を可能とするために、住民一人一人に線量計を配布するなどの適切な措置を講じること
- ② 上記①の地域について、当該地域の道路、公園、水路などの公共施設につき定期的に除染を行うこと。また、当該地域について、降下した放射性物質の大気中への再拡散を抑制するために、不動産所有者等に定期的な表土の除去や、植物利用による除染など適切な措置をとるよう指導し、かつ、自己所有地などについて除染作業を行った住民及び地方自治体に対して、国がその費用を助成すること。
- ③ 特に、放射線に対する感受性の強い子どもの被曝回避と被曝管理のため、上記①の地域において、同地域内の保育園や幼稚園、小中学校（認可外保育施設を含む）につき、各施設への線量計の配布を前提として、累積被曝線量の管理と報告を義務付け、定期的に校舎等の施設建物の除染、土壌の入替え等を行い、状況に応じて仮設校舎等の建設を行うなど、子どもの被曝回避のためのあらゆる手段を講じること。
- ④ 上記①の地域の内外を問わず、国民の内部被曝の防止を徹底するため、食品及び飲料水などに対する徹底的かつ長期的な放射線量測定を実施すること。
- ⑤ 地表面や植物などに付着していた放射性物質が、地域の清掃活動などにより、放射性物質が付着した廃棄物として集積され、各自治体における一般家庭ごみと同様のルートで不用意に処理される場合、廃棄物の収集および処理に従事する作業員が放射線に被曝するおそれがあり、また、放射性物質が付着した廃棄物が、一般家庭ごみと混じって焼却処理される場合には、焼却場から放射性物質の生活環境への再拡散を招くおそれもあることから、廃棄物処理に関する分別基準を見直し、放射性物質に汚染された廃棄物とそれ以外の廃棄物との分別基準及びその

方法、収集及び運搬の方法、放射性物質に汚染された廃棄物の処理方法等に関する指針を速やかに策定したうえで、放射性物質の再拡散を防止するため、適切な処分場の調達など実現可能な措置をとること。

3 住民に対する継続的かつ徹底的な健康管理措置の実施

- (1) 長期間にわたり低線量放射線に被曝した場合の人体に対する影響（確率的影響）については、関連する資料・データが極めて少なく、専門家においても見解が異なっているという現状であり、長期間の低線量放射線被曝によって、将来、不特定多数の住民に極めて甚大な健康被害をもたらされることが懸念される。

特に、子どもは、成人に比較してより放射線の影響を受けやすい（放射線感受性が高い）との研究結果が多くあり、子どもの長期的な低線量放射線被曝によって、極めて甚大な健康被害をもたらされる危険性が高い。

このように、長期的な低線量放射線被曝による健康被害の程度・規模を客観的資料によって正確に予測することはできず、想定を遥かに上回る健康被害が発生するおそれがあることは決して看過されてはならない。

- (2) このような観点から、個々人の被曝線量を適切に把握して健康への悪影響を可及的に排除するため、国又は東京電力の費用負担の下、国及び関係地方公共団体により、特に子どもを最優先とした該当住民に対して、健康管理措置が実施されなければならない。

2011年（平成23年）5月27日、福島県は、全県民を対象として健康管理調査を実施するとしており、また、6月12日、国は福島県内の子どもの内部被ばく量を把握するため、国内にある100台以上ホールボディカウンターを全面的に活用し、さらに、米国から5台を購入し、県内に優先的に配置したうえで、放射線量の高い地域の0～5歳から先行して検査を始め、長期的に健康状態を追跡していくとの方針を明らかにしている。

これらは一定の評価ができるものの、健康管理措置は長期的、継続的かつ徹底的に実施されなければならない、具体的には、以下の処置が実施されるべきである。

- ① 住民の被曝管理に関し、最先端の内部被曝検査機器（ホールボディカウンター、バイオアッセイ法）等を備えた地域拠点医療機関を指定し、地域の医療機関とのネットワークを構築すること。
- ② ①の医療機関ネットワークを基礎に、該当地域内の住民（特に子ども）に対して、長期間にわたって定期的な被曝線量測定・モニタリング及び定期的健康診断を実施し、その結果に関する情報の共有化を図ること。

4 汚染地域の環境回復措置の実施

- (1) 福島県を中心とする福島第一原発の被害地域において、被害住民が第一に望むことは、事故以前の環境への回復措置である。ふるさとを愛する住民にとって、金銭的な補償のみでは到底不十分である。国、関係地方公共団体及び東京電力は、汚染され

た地域を元の環境に回復するためのあらゆる努力を怠ってはならない。警戒区域も対象として、可能な限りの環境回復措置を早急に進めることは当然のことである。さらには、放射性物質の除去のための研究を進め、避難している住民が、出来る限り早期に、もとの地域に戻れるような措置を講じるべきである。

- (2) 「原状回復など不可能である」として、住民をもとの土地に帰すことなく「棄民」とすることや、財政上の理由から「妥協した」原状回復措置に止まること、さらには安全基準の安易な引き下げなどが行われてはならない。大気・土壌・海洋における汚染物質の除去のためのプログラムの策定を早期に進めることが重要である。特に、土壌に降下した放射性物質については、表土の入れ替えや植物利用による除染（ファイトレメディエーション）等、あらゆる方策を実施すべきである。

その上で、長期的な居住制限が真にやむを得ないとされる地域が仮に残されるのであれば、徹底的に情報を公開し、放射線の放出による健康上の具体的なリスク等を含め、当該地域の住民に対する説明義務を尽くすとともに、国、関係地方公共団体及び東京電力の責任において当該地域のコミュニティ維持を前提とした代替居住地の確保を行うべきである。

5 住民の生活維持と事業者の事業維持のための継続的賠償仮払いの実施

- (1) 福島第一原発の事故による周辺地域の生活及び経済活動への影響は前述のとおり甚大なものであるうえ、現在も日々、原発被害により損害を受け続けており、その損害額が確定する時期は全く見えない。仮に、近い将来、事故が収束したとしても、これまでに環境中へ放射性物質が大量に放出されており、その影響による被害が長期間続くことは明らかであって、福島県を中心とする住民及び事業者への多大な損害は長期間継続することが予想される。しかも、その損害は経済的損害にとどまるものではなく、被曝による健康被害、被曝による健康影響への不安、長期にわたる避難生活等による精神的・肉体的苦痛も計り知れないものである。

国及び東京電力は、今回の事故に関連する地域住民の被害、そして、農畜産業・水産業、商工業、観光業その他あらゆる業種における被害（風評被害を含む）について、実情に応じた十分な賠償を行うべきことは当然である。

- (2) これらの損害を簡易迅速に補填すべく、2011年（平成23年）4月28日、原子力損害賠償紛争審査会（以下、「原賠審」という。）は、「東京電力（株）福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」をまとめた（以下「第一次指針」という。）。その第一次指針の内容は、①政府が避難指示を指定した区域、②政府が航行危険区域と指定した区域、及び、③政府等による出荷制限指示区域における損害を対象にしたものであって、それ以外の地域における損害等については今後の検討課題とされた。

また、原賠審は、同年5月31日に第二次指針を示して農畜産業及び水産業並びに観光業の風評被害についての考え方を一部明らかにし、更に同年6月20日に第二次

指針追補を示して避難指示等にかかる精神的損害についての考え方を一部明らかにした。さらに、今後、7月ころを目途に中間指針を取りまとめ、より広い損害についての賠償の指針を示す予定とのことであり、原賠審が限られた時間の中で損害賠償の指針を示す努力を継続している点は評価に値する。

- (3) しかしながら、これらの指針で対象とならなかった住民及び事業者も福島第一原発事故により甚大な損害を受け、日々の生活維持、事業維持のための資金にも困る窮状にあるが、今後、かかる住民及び事業者の損害が原賠審の指針にて賠償の対象とされるかは未だ不透明な状態である。仮に、賠償の対象となるとしても、実際に賠償金の支払が行われるのは相当期間先となると考えられ、このままでは、住民の生活、事業者の事業自体が崩壊しかねない危機的状況にある。このような状況に鑑みれば、東京電力は、地域住民の生活を維持し、事業者の事業を維持する観点から、早急に、上記指針で対象とならなかった住民及び事業者に対しても、損害金の一部として仮払いを実施すべきであり、国は東京電力に仮払いを行うよう強く促す必要がある。
- (4) さらに、事故収束の目途が立っておらず、風評被害等も鎮静化していない現段階において、単発的な仮払いがなされたのみでは、住民の生活維持や事業者の事業維持は極めて困難である。したがって、生活維持と事業維持のために、賠償額の確定を待つことなく、生活維持と事業維持に必要な金銭の継続的かつ定期的な仮払いを行うことが不可欠である。

6 事故の収束と廃炉、原発推進の停止等

国の原子力政策は、これまで根拠のない「安全神話」に支えられてきた。しかし、今回の原発事故は、原子力発電が「安全」でも「安上がり」でもないことを、事実をもって示した。国民の安全を確保する観点からも、原子力政策の見直しは不可避である。

(1) 事故の収束と廃炉

すでに述べたように、今回の事故は、計り知れない甚大な被害を住民と環境に与え続けており、その収束の見通しは未だ立っていない。東京電力は、事故収束までの「工程表」を発表したが、これについては技術的・客観的な裏付けの説明が全くなく、2011年（平成23年）5月17日に1号機原子炉の全炉心溶融が判明したことを受け格納容器を水で満たして冷却する作業を事実上断念したことなどからすれば、「工程表」の示す期限・工程のとおり事故収束に至るかについては、疑問を持たざるを得ない。

ここで、福島第一原発を設置し発電事業を行ってきた東京電力が事故収束のためにあらゆる努力をすべきであるのは当然である。しかし、これまで、東京電力と一体となって、国策として原発を推進し、事故対策を怠ってきた国が、事故収束を東京電力任せにすることは許されない。国は、国内外の専門家を結集するなど、自らの責任において、原発事故を収束させるためのあらゆる手段を講じなければならない。

この点で、大量の放射性物質を放出させた福島第一原発のすべての原子炉を廃炉にすることは当然である。

また、福島第二原発も、現在は原子炉が冷温停止に至っていると発表されているとはいえ、同じように地震・津波によるダメージを被っており、一時は冷却機能が喪失していることからしても、安全性が確保されているとは到底言えない。すでに巨大地震を経験した地域にあって今後も大きな余震が予想されていること、ほぼ30年を経過した原子炉があること、さらに住民感情からしても、運転再開が許されないことは明らかであり、福島第二原発についても、すべての原子炉を廃炉にすることは当然である。

(2) 原発の新增設停止、既設原発の段階的廃止等

今回の事故は、原発が、ひとたび過酷事故(シビアアクシデント)に至った場合、いかに広範囲に回復困難な被害を与えるかを、全世界にまざまざと示した。経済面だけ見ても、かかる膨大な損害を生み出した原子力発電事業には、経済的持続可能性がないことは明らかである。

日本弁護士連合会(日弁連)は、2000年(平成12年)の第43回人権擁護大会において、「エネルギー政策の転換を求める決議」を採択し、同決議においては、原発の新增設を停止し、既設の原発の段階的停止を求めているが、今回の事故は、その速やかな実現の必要性を現実のものとして明らかにしたといえる。

日弁連は、2011年(平成23年)5月27日の定期総会における「東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所事故による被災者の救済と被災地の復旧・復興支援に関する宣言」において、二度とこのような原子力発電所事故を繰り返さないために、原子力発電所の新增設を停止し、既存の原子力発電所は段階的に廃止すること、特に、運転開始後30年を経過し、老朽化したものや、付近で巨大地震が発生することが予見されているものについては、速やかに運転を停止し、それ以外のものについても、地震及び津波への対策を直ちに点検し、安全性が確認できないものについては運転を停止することを強く求めている。

今回放射性物質の大量放出を招いた福島第一原発の6基は、すべて運転開始から30年以上を経過した老朽炉であり、基本設計の古さ、施設の老朽化という点から見ても、福島第一原発と同様に老朽化した原発は、速やかに運転を停止し、廃止すべきである。

(3) 六ヶ所村核燃料再処理工場の停止

日本原燃・核燃料再処理工場は、青森県六ヶ所村に建設が進められ、現在試運転が続けられている。同再処理工場は、いわゆるプルサーマル推進のために、使用済み核燃料からプルトニウムを抽出し、MOX燃料を生産する施設である。

しかし、使用済み核燃料からプルトニウムを抽出する過程で、大気中及び海洋に大量の放射性物質が放出されることが、国に提出された再処理事業指定申請書に記

載されている（推定年間放出量）。また、同工場においては、2006年（平成18年）から開始された試運転（実際の使用済み核燃料からプルトニウムを抽出する試験）中に、放射性物質の漏洩事故が発生していることが発表されている。同工場は、使用済み核燃料という高レベル放射性物質を取り扱うため、配管等のわずかな破断等から、重大な汚染事故を惹起する可能性が高い施設である。同時に、使用済み核燃料については、崩壊熱除去のために絶えず冷却水で冷却を行う必要があり、冷却水喪失による火災・爆発事故、臨界事故などの危険が大きいことが指摘されている。上記日弁連の「エネルギー政策の転換を求める決議」では、使用済み核燃料の再処理を中止し、直接処分のための研究と法整備を行うことを求めているが、今回の原発事故を受け、再処理工場における事故の危険性はますます明らかであり、また、原発それ自体の「安全神話」が崩壊した今、再処理を推進すべき必要もない。六ヶ所村核燃料再処理工場は、直ちに試運転を停止し、廃止に向けた措置を講じるべきである。

7 国等から独立した事故調査委員会の設置

今回の原発事故や原発の現在の状況については、東京電力や原子力安全・保安院が記者会見等により公表している。しかし、原発の現在の状況・状態については、施設周辺の放射線量が極めて高いこともあり、正確かつ詳細に判明しているわけではない。東京電力は、福島第一・第二原発を設置し原子力発電事業を営んでいた事故当事者であり、かつ、今後同原発にて発電事業を営むことに利益を有する利害関係人でもある。また、原子力事業者に対する安全規制を行うとされている原子力安全・保安院は、原子力発電を推進してきた経済産業省内に設置されていることから明らかなとおり、独立性に欠け、これまで原子力事業者へのチェック機能を十分に果たしてこなかった。さらに、原子力安全委員会は、内閣府内に設置され、原発耐震設計審査の指針を作成するなど、原子力事業の安全規制や審査を所轄するとされてきたが、今回の原発事故は、原子力安全委員会が作成した耐震設計審査指針が十分なものでなかったことを示している。

今回の原発事故については、その経過も含め、徹底的な調査と事故原因の究明が必要であることは言うまでもない。しかし、上述したように、事故当事者である東京電力はもちろん、原子力安全・保安院、さらには原子力安全委員会も、これまで十分な役割を果たしてこなかった。そのことが、今回の原発事故とその深刻化の原因を作り出しているのであり、事故調査を、事業者である東京電力や、これまで原発設置を国策として推進してきた国に委ねることは適当ではない。

この点で、政府は、2011年（平成23年）5月24日に、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の開催」を閣議決定したが、かかる事故調査・検証委員会は内閣官房に設置され政府からの独立性が確保されておらず、その中立性には疑問が残る。また、同委員会の第一回会合では、委員から「制度的な担保がなく委員会としての権限がない」との指摘がされるなど、調査を行うために必要な権限等が付与されてお

らず、同委員会の調査能力には疑問がある。

原子力事業者や国から独立した第三者（国際機関の参加も含め）による、十分な権限を与えられた事故調査委員会を設置し、徹底的に事故原因を究明し、これを国民及び世界に公表することは、このような深刻な事故の再発予防のために必要なだけでなく、今後のエネルギー政策を検討する上でも、決定的に重要である。

8 住民本位による復興の実現

(1) 東北地方太平洋沖地震と津波の被害により、東北の太平洋沿岸地域を中心とする地域は、壊滅的な打撃を受けた。さらに、福島県を中心とする地域は、福島第一原発事故により、三重苦の被害を受け、未だに復興への一歩が踏み出せない状態にある。しかも、この原発被害は、人口及び産業の流出をもたらし、地域社会の生活、文化、産業等に長期間にわたり深い爪痕を残すこととなり、積極的な優遇措置なしには、地域社会全体が衰退してしまう。

(2) 住民が避難を余儀なくされた地域では、地域の存続そのものが危機に瀕しており、住み慣れた家や土地だけでなく、地域に根ざした文化や伝統までもが失われようとしている。故郷を失う喪失感や絶望感が住民に重くのしかかっており、その苦しみは計り知れない。住民は何ら責任がないにもかかわらずこのような苦しみを受けることになったのである。これは、ひとえに原発事故に起因しており、その責任は国及び東京電力にあることは明らかである。

かかる被害の回復のためには、金銭賠償のみならず、地域の再生と復興のための長期的視点に立った積極的支援措置が不可欠である。国は、国策として原発を推進し、このような人災と言える事故をもたらしたものであるから、国策として被害地域の復興のために最大限の努力を払う義務がある。

(3) しかし、これは、国による一方的な押しつけによる復興策であってはならない。地域復興の方向性は、まさに、地域住民が主体となって決定すべき事項であって、国の復興計画のあらゆる場面において、地域住民の意思が十分に反映されなければならない。かかる視点は、今後制定予定の復興関連法案においても十分尊重されるべきであり、国は、復興施策の意思決定過程において地域住民の住民参加の機会を保障すべきである。

(4) 地震による被災に加え、原発事故が重なった震災を「原発震災」と呼ぶならば、福島県を中心とする地域は、世界ではじめて「原発震災」を経験した地域となった。日本は、広島・長崎において、世界ではじめて「原爆被害」を経験した国であるのみならず、福島において、世界ではじめて「原発震災」を経験した国となってしまったのである。残念ながら、現在、「FUKUSHIMA」は、原発震災地域として世界でも最も有名な地のひとつであり、この風評被害から脱却するためには、「FUKUSHIMA」が放射性物質で汚染されているというイメージを払拭するような積極的施策が必要である。

そこで、例えば、被害の中心となった福島県を「自然エネルギー特区地域」に指定し、税制上、財政上、産業政策、都市基盤整備、医療施設等あらゆる面において特例措置を実施し、長期的視点に立った被害回復措置を講ずるとともに、再生可能な自然エネルギーの先進的モデル都市として、世界に向けたアピールをし続けることを提案する。太陽光発電、地熱発電、風力発電、バイオマスなどの再生可能な自然エネルギーの技術開発の拠点を福島県に置き、次世代のエネルギーの開発拠点地域とすることを世界に向けて発信していくのである。

また、税制上、財政上、自然エネルギーに関連する企業を優遇し、福島県内に誘致することで、世界に冠たる先進的自然エネルギー特区地域として、地域を再構築すべきである。

9 学際的・総合的な研究拠点の設置

- (1) 今回の福島第一原発の事故は、複数の原子炉が相次いでトラブルに陥り、長期間にわたり放射性物質の放出が継続するという人類が未だかつて経験したことがない事態に直面している。前述したように、事故の被害は計り知れないものであるが、この危機的状況に屈することなく、事故の教訓を最大限にくみ取り、その教訓を世界に向けて発信することがわが国の世界に対する責務でもある。このような事態は、わが国特有の問題ではなく、原子力発電所を抱える国々においては、どの国においても生じ得ることである。特に、長期間にわたる低線量被曝による健康・環境への影響、効果的な放射線防護と除染策などは、科学技術的に未解明の部分も多く、今回の事故の被害回復のためにも、研究と解明を進めていく必要がある。

今回の「原発震災」の苦い経験は、今後、世界のエネルギー政策を根本から転換する契機になるであろうし、既に原発を保有している国々の原発の安全対策上の重要な資料を提供するものとならなければならない。

さらに、上述したような施策、すなわち環境回復、地域の復興等の施策についても、最先端の自然科学及び社会科学の知見に基づき推進していくことが必要であり、世界の知性を結集した学際的・総合的な研究を基礎としなければならない。

- (2) これらの科学的研究及び社会的研究を総合的に進める研究拠点を、原発震災の最大の被災地である福島県内に設置し、総合的、学際的研究を進めるべきである。そして、この研究施設の設立・運営等の資金については、東京電力がその一部を負担すべきことは当然であるが、ここで得られた成果は将来にわたり、国民さらには人類全体の放射線防除等の利益につながることを踏まえて、国による十分な予算措置を講じることが求められる。

第4 おわりに

当会は、原発事故被災地の真の復興のため、国及び東京電力等に対し、福島第一原発事故を早期に収束させ、これ以上の放射性物質の放出を防止するためのあらゆる手段を講じるとともに、関係地方公共団体とともに以上の施策を至急実行することを求めるも

のである。

以上

用語集（50音順）

圧力抑制室（サブプレッションルーム）

沸騰水型原子炉において、事故時に原子炉格納容器の内圧上昇を抑制するため、発生した大量の蒸気を凝縮させ、原子炉格納容器内の圧力・温度を許容値以下とするためのプールのこと

確定的影響

一定量（しきい値）以上の放射線被曝をした場合に現れる身体的影響のこと。急性放射線障害の多く（皮膚障害、脱毛、胃腸障害、神経障害等）については各障害に固有のしきい値があるとする見解が有力である。

確率的影響

人が被曝した放射線の量の増加に従って、障害の発生する確率が大きくなる傾向のある身体的影響のこと。悪性新生物等の晩発的障害の多くは確率的影響に属するとされている。

核種

原子又は原子核の種類。

環境放射線

環境に存在する自然及び人工の放射線。

急性障害

急性放射線障害。放射線の被曝後数週間以内に臨床症状が出現する障害。

空間線量（率）

環境中の放射線の強度をある空間の一点での放射線の量で表した単位時間当たりの量。

原子力安全・保安院

エネルギー施設や産業活動の安全確保を使命とする経済産業省管轄下の組織。

原子炉建屋

原子炉及びその関連施設を収容する建屋

国際原子力評価尺度（INES）

原子力施設の事故・故障に関する深刻度の評価尺度であり、レベル0（安全上重要でない

事象) からレベル 7 (深刻な事故) までの 8 段階で評価される。国際原子力機関 (I A E A) と経済協力機構原子力機関 (O E C D / N E A) が策定し、1992 年 (平成 4 年より、日本でも採用されている。

国際放射線防護委員会 (I C R P)

放射線防護の基準を勧告することを目的として、1928 年国際放射線学会議の委託によって結成された国際的な委員会。

(個人) 線量計

個人の外部被曝線量を測定する計器。フィルムバッジ、ガラスバッジ、熱蛍光線量計、ポケット線量計、アラームメーターなどがある。当決議案にて「線量計」という場合は、個人線量計を指す。

しきい値

放射線が生体に引き起こす影響に関し、その効果を引き起こすに必要な放射線の最小吸収線量の値

自然エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのこと。

シーベルト

「Sv」 人体が放射線を浴びた時の影響度を示すために用いられる線量単位。放射線の種類による生物学的影響の違いを考慮して共通の尺度で評価するための等価線量と、人体組織ごとの影響の違いを考慮して全身について総和した実効線量とがあり、単位はいずれもシーベルトを用いる。I C R P の個人の線量限度は、実効線量を基準として規定されている。

貞観 (じょうがん) 地震・津波

西暦 869 年に三陸沖を震源として発生した地震及び津波。津波堆積物調査によれば、岩手県沖 (三陸沖) から福島県沖、または、茨城県沖まで震源域が及んだ連動型超巨大地震の可能性が指摘されており、東日本大震災と類似するものと言われている。

使用済み燃料プール

原子炉で燃料として使用された後の核燃料を貯蔵し、冷却や放射線を弱めるためのプール設備。福島第一原発では原子炉建屋内に設置されている。

除染

放射性物質による汚染を除去すること

水素爆発

水素が酸素と激しく反応することにより爆発すること。

S P E E D I（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）

周辺環境の放射性物質の大気中濃度及び被曝線量等を地勢や気象データを考慮して迅速に被曝線量予測を計算するシステム。S P E E D I ネットワークシステムとも称される。

電離放射線障害防止規則

労働安全衛生法を実施するための規則の1つ。労働者を放射線障害から保護するために定められた規則。

バイオアッセイ法

糞尿等の排泄物を分析して内部被曝量を測定する方法。

半減期

放射性物質の量が初期量から半分になるために要する時間。崩壊により減少する物理的半減期と、体内に取り込まれた放射性物質が排泄などによって減少する生物的半減期がある。

晩発性障害

放射線障害のうち、被曝してから、発症までの潜伏期間が長いもの。例として、悪性新生物、白血病、白内障などがあげられる。

P S A

確率論的リスク評価。

B W R

沸騰水型原子炉。

被曝

身体の一部または全身が、体外または体内の放射線源の放出する放射線にさらされること。被曝の内、体外の放射線源による被曝を外部被曝（体外被曝）といい、放射性物質の吸入、注入などにより体内から放射線に曝されることを内部被曝（体内被曝）という。

ベクレル

「Bq」物質の持つ放射能の強さ（量）ないし放射性物質の量を表す単位。1秒間に1個の原子核が崩壊する放射能を1ベクレルと表す。ベクレルの値が同じであっても、放射線の物理的エネルギーは、放射線種、放射線源からの距離、遮蔽物の有無等により異なるため、放射線の物理エネルギーを指す単位としては吸収線量グレイ（Gy）を用いる。

放射性物質

原子核の内部が不安定で、より安定な原子核に変わるため、原子核が崩壊して放射線を放出する核種を含む物質の一般的な呼称。ある定められた値以上の放射能や放射能濃度を持つ物質のこと。

放射線

エックス線、ガンマ線などの電磁波と、アルファ線、ベータ線、中性子線などの粒子線の総称

放射線感受性

放射線が及ぼす影響度の違いのことであり、例えば、放射線によるDNAの損傷の影響は細胞分裂や増殖が盛んな組織や未分化の細胞ほど影響を受けやすく、放射線に対する感受性が大きいなどと表現される。

放射線防護

放射線障害を防止すること。国際放射線防護委員会（ICRP）は、放射線防護の原則として、①行為の正当化（放射線被曝を伴ういかなる行為も、その導入がプラスの便益を生むのでなければ採用してはならないこと）②放射線防護の最適化（正当化される行為であっても、その行為による被曝は、経済的及び社会的要員を考慮に入れながら、合理的に達成できる限り低く保たなければならない）③個人線量の限度（様々な行為に伴う被曝により個人が受ける放射線量について、超えてはならない線量限度を設ける）を提唱しており、放射線防護の三原則と呼ばれる。

放射能

物理学的な定義では、物質が放射線を放出する活性力（放射活性）を言う。従来、わが国では、放射性物質を指して「放射能」という用語が慣用されてきたが、本決議案では、放射能を有する物質を指す用語としては「放射性物質」を使用している。

ホールボディカウンター

個人の全身の核種量（主としてガンマ線を放射する核種）を測定することにより、内部被曝量を測定する装置。

モニタリング

放射線測定のこと

リスクコミュニケーション

リスク（危険性、有害な結果の発生の確率と結果の重大性）に関する情報を、関係者間で共有し、相互に意思疎通を図ること。